

○国土交通省告示第四二一四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十七年十一月九日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道33号改築工事（橋防災・高知県吾川郡仁淀川町橘字ヲズノウ子地内から愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主地内まで）並びにこれに伴う町道付替工事及び附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分 高知県吾川郡仁淀川町橘字ヲズノウ子、字アカダキ、字ヲライワヤ及び字シゲヒロ地内

愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主地内

2 使用の部分 高知県吾川郡仁淀川町橘字ヲズノウ子、字ヲライワヤ、字シゲヒロ、字ワラビウ子、字ヲヲウ子、字ナカエノウ子、字ハメガウ子、字オリカケダニ及び字サカイノウ子地内

愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県吾川郡仁淀川町橘字ヲズノウ子地内から愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主地内までの延長約2,245mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「一般国道33号改築工事（橋防災）並びにこれに伴う町道付替工事及び附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道33号改築工事（橋防災）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体工事の施工に伴う附帯工事として行う工事用道路設置工事等については、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道33号（以下「本路線」という。）は、高知県高知市から、同県吾川郡仁淀川町、愛媛県上浮穴郡久万高原町等を経ながら四国山地を横断し、松山市に至る延長約118.5kmの路線で、産業、経済及び日常生活を支える重要な幹線道路である。

このうち、高知県と愛媛県の県境付近における本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）には、大規模岩盤崩落斜面2箇所及び地すべり箇所2箇所が存し、平成5年7月27日に発生した法面崩壊においては、約8日間の通行止め、続いて7か月にも及ぶ片側通行を余儀なくされるなど、本路線が担う物流による交通、日常生活に伴う交通に支障をきたした。さらに、現道は河川沿いの急峻な地域を縫うように通過しており、曲線半径30mのヘアピンカーブをはじめ、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足していない箇所が7箇所存するなど見通しの悪い曲線箇所が連続するため、交通事故が発生するなど安全かつ円滑な交通が阻害されている。

本件事業の完成により、線形の良いバイパスが整備され、防災危険箇所も回避されることから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものである。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であり、本件区間における平成42年の予測交通量は4,795台/日であること、本件区間周辺の地域は主に山間部であること等を考慮すると、本件事業の施行に伴う生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、防災危険箇所の回避を主な目的とし、道路構造令第3種第3級の規格に基づく2車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

起終点の位置については、平成5年に発生した大規模崩落箇所の回避及び現道との滑らかな接続等を考慮すると、事業計画のとおり高知県吾川郡仁淀川町橘字ヲズノウ子地内及び愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主地内に設置することが適当なものと認められる。

また、本件区間のルートについては、申請案（山側ルート）のほか、川側ルート案、山側ルート案と川側ルート案の間を通過する案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、取得必要面積が最も少ないこと、トンネル等の構造物の施工延長が一番長くなるものの、地すべり地域を概ね回避していることから、その対策が最小限となり工事費が一番廉価となることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体工事の施工に伴う町道付替工事及び工事用道路設置工事等の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、防災危険箇所等が存することからできるだけ早期に防災危険箇所を回避する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県吾川郡仁淀川町役場及び愛媛県上浮穴郡久万高原町役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 高知県吾川郡仁淀川町橘字ヲズノウ子、字アカダキ、字ヲライワヤ及び字シゲヒロ地内